

令和6年度滞納整理実務研修(滞納処分できる債権)実施要綱

- 1 目的 滞納処分ができる地方税と公課の徴収事務について、習得すべき滞納整理の基本的な事項を学ぶ。
- 2 主催 奈良県市町村職員研修センター
(公益財団法人 奈良県市町村振興協会内)
- 3 日時 令和6年9月12日(木)・13日(金) 2日間
午前9時30分～午後4時30分
但し、初日は午前9時20分開会
- 4 場所 奈良県市町村会館 2F 中研修室
橿原市大久保町302番1
TEL: 0744-29-8255
- 5 対象者 受講を希望する職員
定員 50名
※申込状況等により、前後する場合があります。
- 6 研修内容 別紙日程表のとおり
- 7 研修資料 本研修の資料は、各自で印刷いただき、当日お持ちくださいますようお願いいたします。
※印刷する資料は受講決定通知時にホームページにアップロード(要ログイン)いたします。なお、掲載期間は、研修当日までとします。
- 8 その他
 - (1) 持参するもの **筆記用具、印鑑(サイン可)、研修資料**
 - (2) 昼食は、各自で用意してください。
持参する場合は、研修室内にておとりください。

(3) お車で来館される場合

- ・パスカード持参の方 → そのまま入出庫してください。
- ・上記以外の方 → 当会館入庫の際、駐車利用券をお取り頂き、研修室内で磁気処理をして下さい。磁気処理機は、研修室の後方に設置してあります。

※ 2階研修室開催時以外、立体駐車場との連絡通路は開放いたしませんのでご注意ください。

(4) 受講者の方へ

- ・お車で来館される場合は、必ず奈良県市町村会館の駐車場（平面または立体駐車場）に駐車してください。近隣施設の駐車場についての費用は負担できません。
- ・風邪症状や発熱等、感染の疑いがある場合は受講を見合わせてください。
- ・手洗い・咳エチケットの励行にご協力をお願いします。
- ・換気のため、窓・扉を開放します。各自で衣服等により寒暖調節をお願い致します。
- ・体調に異変を感じられましたら、速やかにお申し出ください。

◆◇令和6年度 滞納整理実務研修(滞納処分できる債権) 日程表◇◆

講師：一般社団法人日本経営協会 講師 永榮 久仁子

日程	9月12日(木)	9月13日(金)
9:20～9:30	オリエンテーション(研修センター)	
9:30～16:30 (休憩：12:00～13:00)	<p>1. 租税徴収法規のしくみ (1) 租税等の優先権と徴収職員に与えられた自力執行権 (2) 抵当権・質権等の担保物権と租税・公課との優先関係 (3) 租税等の徴収権の消滅時効と時効の更新・完成の猶予 (4) 徴収職員に課せられた守秘義務(地方税法22条)</p> <p>2. 徴収手続(事務)の流れ (債権発生から消滅に至るまで)</p> <p>3. 書類の送達方法・効力と相続や法人の解散等の場合の送達先</p> <p>4. 督促、滞納者との納付交渉 (1) 督促 (2) 納付交渉</p> <p>5. 財産調査 (1) 官公署等の調査事項と根拠規定 (2) 滞納者、得意先又は貸付先に対する調査</p> <p>6. 債権の差押え(基本的事項) (1) 手続の流れと意義 (2) 差押えの要件 (3) 差押対象財産の要件 ・ 帰属認定の仕方 ・ 差押禁止債権について (4) 差押えの効力 (5) 差押えた債権の消滅時効と時効の更新・完成の猶予</p>	<p>7. 各種債権の調査・照会方法、差押え・取立て手続 (1) 銀行預金、ゆうちょ銀行の貯金 (2) 給与債権 (3) その他</p> <p>8. 各種財産の差押え、他の換価手続への参加手続(交付要求、参加差押)</p> <p>9. 徴収緩和措置 (1) 徴収猶予 (2) 換価の猶予 (3) 滞納処分の執行停止</p> <p>10. 債権保全措置(繰上徴収)</p> <p>11. 固定資産税等の共有物に係る連帯納税義務 (民法・債権法改正後の対応)</p> <p>12. 相続があった場合の滞納整理と納税義務の承継 (1) 納税義務の承継 (2) 共同相続と滞納処分 (3) 相続放棄・限定承認があった場合 (4) 相続財産法人に対する滞納処分</p> <p>—質疑応答—</p>

★ 講師等の都合により、内容等が変更されることがありますのでご了承ください。

★ 昼食休憩は、12:00～13:00を予定しております。

★ 受講の際は手洗い・咳エチケットの励行にご協力ください。

★ 換気のため、研修中は窓・ドアを開放しておりますので、各自で衣服等により寒暖調節をお願いします。

★ 風邪のような症状がある場合は受講をご遠慮くださいますようお願い申し上げます。